

以上

尾州に而御扶持方之儀に、爲御使横關方被遣候處、彼八木之内廿石餘出入之儀、各御存分候間、先兩人金子を以相濟申候。就其急度可被成御尋候旨に而、早々可有御越之旨被仰出候間、可被成其御心得、於御油斷者不可然候。爲其一筆令啓候。恐々謹言。

極月廿八日

臨田善左衛門 景判
今井彦右衛門 充判

窪田三郎左衛門殿

神部金右衛門殿

水牧 彌 吉殿

小林彌六左衛門殿 御宿所

右の外にも、村井又兵衛・神尾次右衛門取次と載せ給へる、天正十三年十月十四日河上五ヶ山糸納所皆濟の利家卿の判書、并河上九ヶ村綿納所皆濟の判書、同年十月十五日河上地子錢之内金子拾二文目納所の判書等を家藏すといへども、其の寫は爰に略しぬ。村井氏家士多き中にも、小林彌六左衛門は、格別の家柄とすといへり。

○長氏膳水清水

長氏の居邸門前なる惣構堀の中に井戸あり。其の水甚だ清潔なる靈水なりとて、長氏の膳水に用ふ。故に上覆をなし、鎖を卸し、他人の汲む事を禁ぜり。長氏の玄關の梁上に龍を彫刻し揚げたり。此の龍は、俗傳に、飛驒の良匠の作にて、夜中此の井戸へ出で水を呑むといふ俗謠より起りて、此の井戸をば蛇の池と呼べり。北國巡杖記に云ふ。長の清水は、表門前にあり。古へ長谷部信連、勳功によつて能州穴水を賜はり、武門の榮えあること、盛衰記等にもしるして、いちじるし。さて穴水にありける頃、館地に清水あり。その後金城に館を移して、彌、武榮の譽れありしが、門前に彼の清水一夜に涌出せしこそ奇特なれ。今に四時清水涌き出で、しかも、惣構の濁水とひとつに流れあへるに、水脉つぶさに分れ清く漲り、いかなる旱暑にも涸るゝ事なく、水舎の邊をわたる者、十歩を盡すことあたはず。冬は湯の如く水氣のぼり、夏は涼々として、誠に稀なる泉なりけり。と記載し、太田道謙の能登路記にも、穴水岩立の城は、長家の居城なり。此の城跡一の城戸といふに、白山靈現の水

といふあり。今金澤長家の向ひなる清水は、右靈現の水通じたりともいひ傳へたる靈水なり。といへり。今按ずるに、

能登穴水の傳説は、尤俗説にて取るに足らず。その清泉なる事は巡杖記にいへる如く、惣構堀の濁水中に井筒ありといへども、濁水と混せず。或は云ふ。天保の頃までは、此の靈泉常に盛りこぼれ、井筒の廻りを夏季素足にて二、三遍歩み巡るに、兩足忽ち厥冷して、壯年の者といへども十遍巡る事なり難き程なりしかど、次第に水勢衰へ、水溢るゝ事減少し、殊に冷氣も追々温氣を催し、膳水にも用立ち兼ね、長家邸内の井戸を撰び汲む事と成りたりと、彼の家士いへり。然るに明治廢藩の際、長氏も居邸を退去し、此の靈泉も惣構堀と共に廢し、今は其の遺跡もなく、名のみ傳承するのみ。

○長氏下之清水

此の清水は、右長氏膳水の清水の下なる惣構堀の中にありて、井筒を入れたり。此の清水も、惣構堀中にありといへども、甚だ靈水にて、是も水勢漲り出たり。此の井戸は、物て近方の人々汲みゆき、義井とは成したり。此の清水も

惣構堀と共に廢し、今はなし。

○惣構堀 芹

従前は長氏膳水清水の downstream なる惣構堀中に芹繁茂せり。此の芹は、舊藩鷹部屋の飼料に植え置かれたるものにて、諸人の摘み取るを禁ぜり。元文三年五月の達書にも、左の如くあり。

惣構川中に有之候芹、段々少罷成候。此通に而者、以來御用支可申候。依之御鳥部屋御用之刻は、紛無之ため、見合札を以爲取可申候。尤御用之外取候者は、急度相改、爲取不申様夫々申渡候間、御家中之人々心得違無之様、一統御申談可被成事。

戊午五月八日

惣構御堀之内砂利取方指支申所之覺

一、長將之佐殿門前より圖書橋迄。

但圖書橋左右之儀は、御鳥御御用之芹植有之に付、願書文中に芹并御普請所に指障不申様与調込有之候得者、指支不申候。

右之外先指支申候處、無御座候事。